

「転出・転入手続のワンストップ化に係  
る転入届」の様式化に伴う  
標準仕様書の主な修正箇所について

令和 3 年 7 月 9 日

# 住民記録システム標準仕様書における主な修正箇所（1/4）

- 第7回検討会(書面開催)にてご確認いただきました住民記録システム標準仕様書【2.0版】より、下記修正を加えております。（※赤字が追加修正箇所であり、見え消した箇所は削除想定）

項目	内容
第1章 本仕様書について 3. 対象 (3) 対象項目	なお、様式・帳票要件では、住民記録システムを標準化するという観点から、多くの自治体において住民記録システムから出力する様式・帳票（例：証明書、確認票）について規定することとし、多くの自治体において住民記録システムから出力するとは限らない様式・帳票（例：住民異動届等の届出書 <u>（法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届（余白欄以外）を除く。）</u> 、申請書）については規定しないこととした。
第4章 機能要件 4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	【実装すべき機能】 特例転入に対応し、住基ネット回線を介して受信した転出証明書情報を基に転入の入力処理ができること。 その際、受信し、反映されたデータの修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。 CSに通知された転出証明書情報をリアルタイムで連携できること。 一定期間経過後に、転出証明書情報を消去できること。 <u>転出証明書情報を元に、転入届に必要な情報を印字し、転入届を出力できること。法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届に、転出証明書情報を基に転入届に必要な情報を印字した上、出力できること。</u>

# 住民記録システム標準仕様書における主な修正箇所（2/4）

- 第7回検討会(書面開催)にてご確認いただきました住民記録システム標準仕様書【2.0版】より、下記修正を加えております。（※赤字が追加修正箇所であり、見え消した箇所は削除想定）

項目	内容
第5章 様式・帳票要件 20.0.1 様式・帳票全般	<p>(1) 以下の様式・帳票について、以降で示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。 (略)</p> <p><u>○法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届（20.3.1参照）</u> <u>※併せて、他の様式・帳票の記載順序を見直し（本仕様書における初出の順に入替）</u></p> <p>【考え方・理由】 (略) 住民異動届については、市区町村ごとのニーズにより様式及び記載事項が様々であり、システムから出力されないものも多いため、標準化の対象外。<u>ただし、法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合に限り、すべての自治体において通知された転出証明書情報を基に転入届に必要な情報を印字し、出力することから、法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届（余白欄を除く。）は、本仕様書の対象とする。</u></p>

# 住民記録システム標準仕様書における修正箇所（3/4）

- 第7回検討会(書面開催)にてご確認いただきました住民記録システム標準仕様書【2.0版】より、下記修正を加えております。（※赤字が追加修正箇所であり、見え消した箇所は削除想定）

項目	内容
<p>第5章 様式・帳票要件 20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届</p>	<p><b>【実装すべき機能】</b> <u>法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届について、次に示すレイアウトに従い、以下の項目を直接印刷により出力できること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・<u>あて先</u></li><li>・<u>タイトル</u></li><li>・<u>届出日</u></li><li>・<u>異動日</u></li><li>・<u>あたらしい住所</u></li><li>・<u>いままでの住所</u></li><li>・<u>No.</u></li><li>・<u>異動する（した）人の氏名</u></li><li>・<u>異動する（した）人の氏名（フリガナ）</u></li><li>・<u>生年月日</u></li><li>・<u>性別</u></li><li>・<u>住民票コード</u></li><li>・<u>国籍・地域</u></li><li>・<u>法第30条の45に規定する区分</u></li><li>・<u>在留資格</u></li><li>・<u>在留期間等</u></li><li>・<u>在留カード等の番号</u></li><li>・<u>在留期間の満了の日</u></li></ul>

# 住民記録システム標準仕様書における修正箇所（4/4）

- 第7回検討会(書面開催)にてご確認いただきました住民記録システム標準仕様書【2.0版】より、下記修正を加えております。（※赤字が追加修正箇所であり、見え消した箇所は削除想定）

項目	内容
(続き)	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>個人番号カードの交付の有無</u></li><li>・<u>国民健康保険の被保険者の資格の有無</u></li><li>・<u>後期高齢者医療の被保険者の資格の有無</u></li><li>・<u>介護保険の被保険者の資格の有無</u></li><li>・<u>児童手当の給付の有無</u></li><li>・<u>国民年金の種別</u></li><li>・<u>基礎年金番号</u></li></ul> <p>また、本様式の余白欄については本仕様書の対象外とする。</p> <p>※<u>帳票レイアウト及び帳票レイアウトの考え方についても挿入</u></p>